

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項第2号中「をしているパートタイム会計年度任用職員（同条第1項の承認を受けた育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である者を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしているパートタイム会計年度任用職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号。以下「育児休業条例」という。）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。